

平成30年2月6日 開 会

平成30年2月6日 閉 会

佐賀県東部環境施設組合議会 定例会会議録

佐賀県東部環境施設組合議会事務局

平成30年2月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	2月6日(火)	<p>開 会</p> <p>議長選挙</p> <p>副議長選挙</p> <p>会期決定</p> <p>2月6日(1日間)</p> <p>会議録署名議員の指名</p> <p>議案審議</p> <p>発議第1号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>発議第2号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第1号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第2号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第3号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第4号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第5号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第6号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第7号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第8号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>閉 会</p>

2月定例会付議事件

1 議員提出議案

[平成30年2月6日提出]

発議第1号 佐賀県東部環境施設組合議会会議規則の制定について [可決]

発議第2号 佐賀県東部環境施設組合議会傍聴規則の制定について [可決]

2 管理者提出議案

[平成30年2月6日提出]

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(佐賀県東部環境施設組合公告式
条例等) [承認]

議案第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(平成29年度一般会計予算) [承認]

- | | | |
|-------|---|------|
| 議案第3号 | 佐賀県東部環境施設組合管理者の専決処分事項の指定について | [可決] |
| 議案第4号 | 佐賀県東部環境施設組合議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例の制定について | [可決] |
| 議案第5号 | 佐賀県東部環境施設組合指定金融機関の指定について | [可決] |
| 議案第6号 | 平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算 | [可決] |
| 議案第7号 | 佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任について | [同意] |
| 議案第8号 | 佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任について | [同意] |

平成30年2月6日

議場：鳥栖・三養基西部環境施設組合
溶融資源化センター2階会議室

1 出席議員氏名

議 長 齊 藤 正 治

久保山日出男 飛松 妙子 伊藤 克也 樋口伸一郎

牧瀬 昭子 廣瀧 恒明 片江 護 簗原 忍

多良 光英 古川 勲 寺崎 太彦 原田 希

松信 彰文 田中 俊彦 中尾 純子

2 欠席議員氏名

なし

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管 理 者 橋 本 康 志 副 管 理 者 松 本 茂 幸

副 管 理 者 多 良 正 裕 副 管 理 者 武 廣 勇 平

副 管 理 者 末 安 伸 之 事 務 局 長 高 尾 浩 伸

総 務 係 長 濱 野 知 大 総 務 係 専 門 主 査 大 坪 功 二

事 業 係 長 赤 司 隆 則 事 業 係 主 事 堂 園 祥 太

4 議会事務局職員氏名

事 務 局 長 高 尾 浩 伸

総 務 係 長 濱 野 知 大

総 務 係 専 門 主 査 大 坪 功 二

5 議事日程

日程第 1 議長選挙

日程第 2 副議長選挙

日程第 3 会期決定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 発議第 1 号 佐賀県東部環境施設組合議会会議規則の制定について

日程第 6 発議第 2 号 佐賀県東部環境施設組合議会傍聴規則の制定について

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 議案第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

(質疑、討論、採決)

日程第 9 議案第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

(質疑、討論、採決)

日程第 10 議案第 3 号 佐賀県東部環境施設組合管理者の専決処分事項の指定について

(質疑、討論、採決)

日程第 11 議案第 4 号 佐賀県東部環境施設組合議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等
に対する費用弁償支給条例の制定について

(質疑、討論、採決)

日程第 12 議案第 5 号 佐賀県東部環境施設組合指定金融機関の指定について

(質疑、討論、採決)

日程第 13 議案第 6 号 平成 30 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算

(質疑、討論、採決)

日程第 14 議案第 7 号 佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任について

(質疑、討論、採決)

日程第 15 議案第 8 号 佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任について

(質疑、討論、採決)

開会

午後 2 時 00 分

開議

高尾浩伸事務局長

みなさんこんにちは。佐賀県東部環境施設組合の事務局長を仰せつかっております高尾と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、大雪のため大変ご足労をおかけ、ご迷惑をおかけしております。

本日、午前中に予定しておりました鳥栖・三養基西部環境施設組合の議会のほうが本議会のあとに開催する事となっておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

また、副管理者であります松本市長のほうが防衛省関係のご公務のため少し遅れるとのご連絡を受けておりますので、進めさせていただきたいと思ひます。

最初に開会に先立ちまして、最初の議会となりますので、大変恐縮でございますけれども執行部側のほうからご紹介をさせていただきたいと思ひます。

最初に正副管理者の自己紹介を自席によりお願ひしたいと思ひますが、橋本市長から末安町長、武蔵町長、多良町長の順でお願ひします。

橋本康志管理者

みなさんこんにちは。

佐賀県東部環境施設組合の議会を招集しましたところ、雪の中、また神崎市におかれましては大変な事故の中、お越しいただきましてありがとうございます。

今、事務局からご報告申し上げましたとおり、松本市長におかれましては防衛省の対応で、遅れるということですので、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

私は、この組合の管理者を務めることになりました鳥栖市長の橋本でございます。どうぞよろしくお

願いいたします。

各議会の皆様におかれましては、この組合の設立にむけた対応の中で、それぞれ対応くださいます何とかが設立にこぎ着けることができました。心から御礼を申し上げます。

昨年の11月に佐賀県知事から当組合の認可をいただきまして、今年の1月4日から事務局を発足して運営にあたっております。

これから環境影響調査あるいは、施設の建設等々、大変大きな物事が進んでまいります。円滑なそして地元の皆様の理解を得ながらの推進に向けて皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

今日は、この組合の運営にあたりまして1月以来、専決で処理をしてきております条例、今年度の予算、あるいはこれから制定いたします条例等につきましてご審議いただきたいと存じます。また、人事案件もご審議いただく事になっております。

これからの基礎をなすものでございますので、慎重な審議をお願いしたいと思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

末安伸之副管理者

みなさんこんにちは。

副管理者のみやき町長末安でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

武廣勇平副管理者

みなさんこんにちは。

私も同じく、副管理者の武廣と申します。

浅学非才ですが、引き続きこの組合の発展に注力していきたいと思っておりますので、今後ともご指導よろしく願います。

多良正裕副管理者

吉野ヶ里町の町長、多良でございます。副管理者を仰せつかっております。

今回、建設予定地の鳥栖地区につきましては、特に特段ご配慮いただきましてありがとうございます。

今後ともよろしくお願いいたします。今日はお疲れ様でございます。

高尾浩伸事務局長

ありがとうございました。

次に、簡単に事務局職員のご紹介をさせていただきます。

事業係長の赤司でございます。

赤司隆則事業係長

赤司と申します。よろしくお願い致します。

高尾浩伸事務局長

堂園でございます。

堂園祥太事業係主事

堂園と申します。よろしくお願い致します。

高尾浩伸事務局長

総務係長の濱野でございます。

濱野知大総務係長

濱野と申します。よろしくお願いいたします。

高尾浩伸事務局長

同じく総務係専門主査の大坪でございます。

大坪功二総務係専門主査

大坪と申します。よろしくお願いいたします。

高尾浩伸事務局長

今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、これより会議を開催させていただきますが、本会議は組合設立後、最初の議会でございますので、地方自治法第107条の規定に基づき、議長が選出されるまでの間、出席議員の中で年長の議員が臨時議長を行うことになっております。

本日の出席議員のうち年長の議員は、神埼市の片江護議員でございます。片江議員は議長席にお願いいたします。



片江護臨時議長

ただいま、臨時議長に指名されました片江でございます。

地方自治法の規定に基づき、臨時議長の職をすすめてまいります。議長を選出するまでの間、よろしくお願いいたします。

本日、佐賀県東部環境施設組合告示第2号におきまして、本組合議会の2月定例会を招集いたしました。ただいまの議員出席は16名でございます。定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

議事に入ります前に、組合発足後、初めての議会でございますので、議員の皆様方から自席において自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、鳥栖市の齊藤議員から順にお願いいたします。

齊藤正治議員

皆様こんにちは。鳥栖市議会の齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

久保山日出男議員

みなさんこんにちは。同じく鳥栖市議会の久保山日出男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

飛松妙子議員

鳥栖市議会議員の飛松妙子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤克也議員

鳥栖市議会議員の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

樋口伸一郎議員

みなさんこんにちは。鳥栖市議会の樋口伸一郎と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

牧瀬昭子議員

みなさんこんにちは。鳥栖市議会議員の牧瀬昭子と申します。どうぞよろしくお願いいたします

廣瀧恒明議員

こんにちは。神崎市議会の廣瀧と申します。よろしくお願いいたします

箕原忍議員

どうもご苦勞様でございます。神崎のほうからお伺いいたしました箕原と申します。よろしくお願い
します

多良光英議員

吉野ヶ里町議会の多良光英と申します。よろしくお願いします。

古川勲議員

みなさんこんにちは。吉野ヶ里町議会の古川勲でございます。よろしくお願いいたします

寺崎太彦議員

みなさんこんにちは。上峰町議会の寺崎です。よろしくお願いいたします。

原田希議員

みなさんこんにちは。上峰町議会原田希でございます。よろしくお願いします。

松信彰文議員

こんにちは。みやき町議会の松信彰文と申します。よろしくお願いいたします。

田中俊彦議員

こんにちは。みやき町議会の田中俊彦でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

中尾純子議員

こんにちは。私はみやき町議会議員の中尾純子と申します。よろしくお願いいたします。

片江護臨時議長

ありがとうございました。

ここでお諮りをいたします。議事の進行につきましては、佐賀県東部環境施設組合議会会議規則が制定されておきませんので、今議会に発議第1号として提案されております佐賀県東部環境施設組合議会
会議規則（案）に準じて進行したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって議事の進行につきましては、佐賀県東部環境施設組合議会会議規則（案）
により進めてまいります。



日程第1 議長選挙

片江護臨時議長

日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選の方法により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

続いてお諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって臨時議長において指名する事に決まりました。

それでは、指名いたします。本組合議会議長に齊藤正治議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま、臨時議長において指名いたしました齊藤正治議員を本組合議会の議長の当選人とする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、齊藤正治議員が議長に当選されました。ただいま、議長に当選されました齊藤正治議員が議場におられますので、本席から当選の告知を行います。

就任にあたりまして、齊藤議員よりご挨拶をお願いいたします。

齊藤正治議員

鳥栖市の齊藤でございます。一言、ご挨拶を申し上げます。このたびは、議長選挙におきまして皆様方からご推挙いただきました。組合議会の議長の要職を仰せつかる事となりましたので、今後ともよろしくお願いいたしたいと思います。新組合議会の円滑な議会運営に努めていきますとともに、その職責を全うしてまいりたいと決意をしているところでございます。議員の皆様、執行部の皆様方におかれましては、何卒、ご協力ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

片江護臨時議長

それでは、議長が決まりましたので、議長席を交代させていただきます。

議長は、議長席に。

ご協力、どうもありがとうございました。

齊藤正治議長

それでは、ただ今より議事を進めさせていただきます。片江議員、大変お疲れでございました。ありがとうございました。



日程第2 副議長選挙

齊藤正治議長

ただいまより、議事を進めさせていただきます。

日程第2 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

続いてお諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議長において指名する事に決しました。それでは、指名いたします。本組合副議長に廣瀧恒明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました廣瀧恒明議員を本組合議会の副議長の当選人と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって廣瀧恒明議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました廣瀧恒明議員が議場におられますので、本席から当選の告知を行います。

就任にあたりまして、廣瀧議員よりごあいさつをお願いいたします。

廣瀧恒明議員

ただいま皆様方からご推挙をいただきました、神埼市の廣瀧でございます。副議長に当選させていただき、身の引き締まる思いでございます。副議長として議長を支えながら、組合運営に努めてまいりたいと思っておりますので、最後までよろしく願いいたします。

齊藤正治議長

副議長よろしく願いいたします。



日程第3 会期決定

齊藤正治議長

日程第3、会期決定の件を議題といたします。会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。



日程第4 会議録署名議員の指名

齊藤正治議長

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則（案）第94条の規定により、議長において久保山日出男議員、簗原忍議員を指名いたします。



日程第5 発議第1号 佐賀県東部環境施設組合議会会議規則の制定について

日程第6 発議第2号 佐賀県東部環境施設組合議会傍聴規則の制定について

齊藤正治議長

日程第5、発議第1号佐賀県東部環境施設組合議会会議規則の制定について及び日程第6、発議第2号佐賀県東部環境施設組合議会傍聴規則の2件を一括して議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。

廣瀧恒明議員

議長

齊藤正治議長

廣瀧議員

廣瀧恒明議員

それでは、ご説明申し上げます。まず、発議第1号、佐賀県東部環境施設組合議会会議規則についてでございますけれども地方自治法第120条の規定に基づき、佐賀県東部環境施設組合議会の運営に関する手続き及び議会内部の規律等を定めるためのものでございます。なお、本規則につきましては、標準会議規則並びに鳥栖・三養基西部環境施設組合及び脊振共同塵芥処理組合の会議規則をもとに整理したものでございます。次に、発議第2号、佐賀県東部環境施設組合議会傍聴規則につきましては、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関する事項を定めるもので、規則内容につきましては、構成市町である鳥栖市の同規則を準用するものでございます。

以上、簡単ではございますけれども提案の説明を終わらせていただきます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。

提出者の説明が終了いたしました。発議第1号、佐賀県東部環境施設組合議会会議規則及び発議第2号、佐賀県東部環境施設組合議会傍聴規則につきましては、議員全員による発議となっておりますので、質疑、討論を省略したいと思います。これについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。発議第1号、佐賀県東部環境施設組合議会会議規則の制定について、原案のとおり

り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号、佐賀県東部環境施設組合議会会議規則については、原案のとおり決しました。

続きまして、発議第2号、佐賀県東部環境施設組合議会傍聴規則の制定について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって発議第2号、佐賀県東部環境施設組合議会傍聴規則の制定について原案のとおり決しました。



日程第7 提案理由

齊藤正治議長

日程第7、提案理由の説明を求めます。

橋本康志管理者

議長

齊藤正治議長

橋本管理者

橋本康志管理者

本日の佐賀県東部環境施設組合の初議会に提案いたしました議案は、専決処分事項の承認が2件、条例の制定及び指定が3件、予算が1件及び人事案件が2件の合わせて8件となります。

まず、議案第1号及び議案第2号の専決処分事項の承認につきましては、佐賀県東部環境施設組合の運営開始に伴い、即日施行が必要な佐賀県東部環境施設組合公告式条例ほか18件の条例や平成30年1月から3月までの組合の運営に必要な人件費や事務費等の経常的な予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたもので同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

議案第3号から議案第5号までの条例の制定及び指定につきましては、組合の設立に伴い、新たに制定、指定が必要なものでございます。

次に議案第6号、平成30年度一般会計当初予算ですが、歳入歳出それぞれ3億136万9千円を計上しております。

歳入の主なものとして、構成市町からの負担金2億7,297万7千円と循環型社会形成推進交付金2,838万9千円を計上しております。

歳出の主なものとしたしましては、組合を運営する経費として、議員や監査委員の報酬、正副管理者、職員の人件費、事務費などに加え建設協力金1億円を計上しております。また、交付金事業として環境

影響評価業務に加え、本年度と来年度で実施する事業者選定手続きの技術支援をお願いする事業者選定アドバイザー業務など、交付金事業計画支援業務委託料8,516万8千円を計上しております。また、単独事業として、土壌詳細調査や建設地内にある施設等の解体設計など建設関連業務委託料6,250万円を計上いたしました。

最後に、議案第7号及び議案第8号の佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任につきましては、組合規約第12条第2項の規定により、組合議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。



日程第8 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（佐賀県東部環境施設組合公告式条例等）

日程第9 議案第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算）

齊藤正治議長

日程第8、議案第1号専決処分事項の承認を求めることについて（条例関係）及び日程第9、議案第2号専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算）の2件を一括して議題といたします。提出者の説明を求めます。

高尾浩伸事務局長

議長

齊藤正治議長

高尾事務局長

高尾浩伸事務局長

事務局長の高尾でございます。よろしくお願いいいたします。

ただいま議案となりました、議案第1号及び議案第2号の専決処分事項の承認について、一括してご説明申し上げます。

議案書の1頁をお願いいたします。

本件は、佐賀県東部環境施設組合の運営開始に伴い、即日施行が必要な佐賀県東部環境施設組合公告式条例他18件の条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。なお、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、議案書の2頁から60頁に専決処分書と条例19件を添付しておりますが、主に地方自治法や地方公務員法に基づく、組織や職員の身分、勤務条件等に関する基本的な条例でござ

いますので、説明は省略させていただきます。

次に、別添で付けております議案第2号、専決処分の承認について、平成29年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算のほうをお願いします。本件につきましても、組合の運用開始に伴い、1月から発生する経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

3枚開いていただきまして、29年度一般会計予算書の1頁をお願いいたします。本年の1月から組合の運用を開始するために必要な最小限度の経費について、専決処分したもので、歳入歳出の総額を1千30万円と定めております。

歳出の主なものとしては、議員、監査委員の報酬や正副管理者、職員の人件費、事務費等の3か月分でございます。なお、事業費につきましては、交付金の関係上、平成30年度から新組合で引き継ぐこととしております。

また、歳入につきましては、全額を市町負担金でお願いしておりますが、各市町の負担率の積算につきましては、佐賀県東部環境施設組規約第14条の規定にもとづき、均等割10%、人口割90%の割合により算定した金額としております。

以上、簡単ではございますが、条例、予算関係あわせて20件の専決処分のご報告とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

齊藤正治議長

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。議案第1号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終ります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（条例関係）は、原案のとおり承認することに決しました。

続いて質疑を行います。議案第2号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終ります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第2号について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度一般会計予算）は、原案のとおり承認することに決しました。



日程第10 議案第3号 佐賀県東部環境施設組合管理者の専決処分事項の指定について

日程第11 議案第4号 佐賀県東部環境施設組合議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に

対する費用弁償支給条例の制定について

日程第12 議案第5号 佐賀県東部環境施設組合指定金融機関の指定について

齊藤正治議長

日程第10、議案第3号佐賀県東部環境施設組合管理者の専決処分事項の指定についてから、日程第12、議案第5号佐賀県東部環境施設組合指定金融機関の指定についてまで以上、3件を一括して議題といたします。提出者の説明を求めます。

高尾浩伸事務局長

議長

齊藤正治議長

高尾事務局長

高尾浩伸事務局長

議案書の61頁をお開きください。

まず、議案第3号、佐賀県東部環境施設組合管理者の専決処分事項の指定についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属するもののうち、管理者において専決処分ができる軽易な事項を定めるために提案するものでございます。具体的には、次頁の62頁をお願いいたします。4項目を指定しております。(1)が、目的物の価格が100万円以下の訴えの提起、和解、調停に関すること、(2)が、既設条例の主旨に変更を及ぼさない程度において字句を修正すること、(3)が、組合議会閉会後に発見する議決事項についての軽易な誤びゅうを訂正すること、(4)が、1件100万円以内において、法律上組合の義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。ただし、交通事故における損害賠償額については、自動車損害賠償保険法施行令第2条に定める保険金額を限度とする。以上、4項目でございます。

次に、議案書の63頁をお願いいたします。議案第4号、佐賀県東部環境施設組合議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例について、ご説明をいたします。

今議会で、議会会議規則が提案されたことに合わせ、組合議会の調査及び公聴会に出頭又は参加した者に対し、費用弁償を支給するために必要な事項を定めるものでございます。具体的には、次の頁をお願いいたします。費用弁償額の額については別表のとおりとし、支給方法については、佐賀県東部環境施設組合職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により支給するものでございます。

次に、議案書の65頁をお願いいたします。議案第5号佐賀県東部環境施設組合指定金融機関の指定についてご説明をいたします。地方自治法第235条第2項及び同施行令第168条第2項の規定により、組合の指定金融機関を指定し、組合における公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるものでございます。今回、鳥栖市に支店を置く株式会社佐賀銀行鳥栖支店を指定金融機関として指定するものでございます。

以上、議案第3号から議案第5号まで一括してご説明させていただきました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。説明が終了しました。

これより議案第3号、佐賀県東部環境施設組合管理者の専決処分事項の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終ります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第3号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第3号、佐賀県東部環境施設組合管理者の専決処分事項の指定については、原案のとおり決しました。

議案第4号、佐賀県東部環境施設組合議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例の制定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終ります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第4号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第4号、佐賀県東部環境施設組合議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例の制定については、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第5号、佐賀県東部環境施設組合指定金融機関の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終ります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第5号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第5号、佐賀県東部環境施設組合指定金融機関の指定については、原案のとおり決しました。



日程第13 議案第6号 平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算

齊藤正治議長

日程第13、議案第6号平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算を議題といたします。議案の説明を求めます。

高尾浩伸事務局長

議長

齊藤正治議長

高尾事務局長

高尾浩伸事務局長

ただいま、議題となりました議案第6号、平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算についてご説明いたします。別冊資料の平成30年度一般会計予算書をお手元にご準備くださいますようお願いいたします。

1枚開いていただきまして、1頁でございます。

歳入歳出それぞれ3億136万9千円とするものでございます。内容についてご説明いたします。

3頁開いていただきまして、7頁をお願いいたします。事項別明細書の2、歳入でございます。

款の1分担金負担金、項の1負担金、目の1負担金でございますが、2億7,297万7千円を構成市町の2市3町をお願いしております。負担金の積算につきましては、組合規約第14条及び施設の建設及び管理運営に関する覚書第6条の規定により、均等割10%、人口割90%の割合により算定した金額としております。款の2国庫支出金、項の1国庫補助金、目の1衛生費国庫補助金の2,838万9千円でございますが、循環型社会形成推進交付金として、交付対象事業費の3分の1が交付されるものでございます。次に、款の3繰越金につきましては、1千円の頭出しをしております。続いて款の4諸収入、項の1組合預金利子、次の頁に移りますが、目の1組合預金利子と項の2雑入、目の1雑入にそれぞれ1千円ずつの頭出しをしているところでございます。

次に歳出でございます。9頁をお願いいたします。款の1議会費でございますが、議員報酬と費用弁償を計上いたしております。次に、款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費として、1億4,845万円を計上いたしております。その主なものについてご説明をいたします。節の2給料に正副管理者の給料として15万6千円、節の3職員手当等に職員の管理職手当、時間外勤務手当として

369万2千円、節の7賃金に嘱託職員1名分の賃金181万9千円を、それぞれ計上いたしております。また、節8報償費のうち事業者選定委員会謝金14万4千円は、30年度と31年度の2か年で事業者選定の手続きを進めてまいりますにあたりまして、諮問機関として設置する事業者選定委員会の委員に対する謝金として、計上したものでございます。続きまして、10頁をお願いいたします。節の13、46万7千円につきましては、主に組合で新たに構築いたしました各種システムの保守委託料を、節14使用料及び賃借料195万1千円につきましては、主にパソコン等の事務機器やソフトのリース料について、それぞれ計上いたしております。続きまして、節の19負担金補助及び交付金1億3,736万円でございますが、そのうち建設協力金1億円につきましては、施設の建設及び管理運営に関する覚書に基づき、鳥栖市を除く1市3町が負担し、鳥栖市に対して支払うものでございます。また、次の派遣職員負担金、3,700万円につきましては、5名の派遣職員の人件費相当分でございます。

次に、11頁をお願いいたします。項の2、目の1監査委員費でございますが、監査委員の報酬と費用弁償の2万9千円を計上しております。次に、款の3衛生費、項の1清掃費、目の1施設建設費の節の13委託料の1億5,142万9千円のうち、右の説明欄に記載しております、循環型交付金事業計画支援業務委託料8,516万8千円と、その下の建設関連調査業務委託料6,250万円についてご説明をいたします。

お手元に配布しております、別冊の2月議会定例会資料の2頁をお願いいたします。まず、交付金事

業として実施する循環型交付金事業計画支援業務委託料の内訳といたしましては、今年度、現地調査を実施する環境影響評価業務5, 206万8千円、事業者選定委員会の開催支援や技術支援を委託する事業者選定アドバイザー業務2, 260万円、旧ごみ焼却施設解体設計業務1, 050万円を計上しております。なお、事業者選定アドバイザー業務につきましては、2か年事業でございますので、債務負担行為として、31年度1, 600万円を計上いたしております。次の頁をお願いいたします。単独事業といたしまして実施いたします、建設関連調査業務委託料の内訳といたしましては、今年度実施している土壌概況調査に引き続き実施する土壌詳細調査として4, 500万円、し尿処理施設等解体設計業務として950万円、都市計画変更申請のための図書作成業務250万円、県道と接道するための道路測量設計業務550万円でございます。最後に、先ほどの30年度予算書の11頁に戻っていただきまして、款の4でございます。予備費として100万円を計上しているところでございます。以上で、平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。どなたか質疑ございませんか。

松信彰文議員

議長

齊藤正治議長

松信議員

松信彰文議員

久留米市との関係ですね。どういう状況になっているのか、概略だけで結構です。

高尾浩伸事務局長

議長

齊藤正治議長

高尾事務局長

高尾浩伸事務局長

久留米市小森野地区の事をおっしゃられていると思いますけども、小森野地区につきましては、昨年の8月と10月の2回、説明会のほうを開催しております。それと環境アセスメントについても11月1日に久留米市の市民会館のほうで開催をいたしましたけれども、いろいろと環境に対するご懸念ですとか、用地選定に対するご懸念、そういったご懸念はございますけれども、何とか一つひとつ丁寧に説明をしながら今後進めてまいりたいと思います。第3回の説明会を2月の15日に小森野のコミセンのほうで実施をしたいというふうに考えております。以上でございます。

齊藤正治議長

ほかにございませんか。

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第6号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

寺崎太彦議員

ただいまご紹介いただきました寺崎です。一言、ご挨拶を申し上げます。このたび、佐賀県東部環境施設組合の監査委員としてご指名をいただき、また、議員の皆様方にはご同意をいただき、厚く御礼を申し上げます。微力ではございますが、当組合の健全な運営、発展に努めてまいりたいと思います。今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきますよう、よろしく願いいたします。簡単ではありますが、私のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

齊藤正治議長

よろしく願いいたします。

続きまして、議案第8号について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号、佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。これにて、平成30年2月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

午後2時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 齊藤正治

臨時議長 片江護

議 員 久保山日出男

議 員 蓑原忍